



公益財団法人 国際通貨研究所

Institute for International Monetary Affairs

メールマガジン

2026 年 8 月 3 日

トランプ関税の今

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 浅川 雅嗣

いわゆるトランプ関税は、昨年 3 月 12 日に鉄鋼とアルミニウム、4 月 3 日に自動車、5 月 3 日に自動車部品に 25% の 232 条関税を導入したのがその始まりでした。通商拡大法に基づく 232 条関税は、米国から他国に移転した製造業の生産拠点を米国に回帰させ、サプライチェーンを再構築することにより、経済安全保障を確保することがその目的です。その後鉄鋼とアルミニウムに対する税率が 50% に引き上げられたり、自動車、トラック、医薬品等個別に対象が拡大され、現在に至っています。

それとは別に、相互関税と呼ばれる一律 10% 関税が昨年 4 月 5 日に導入され、それに加えて国別の相互関税の上乗せ分を 4 月 9 日に発動しようとしたのですが、マーケットが反応し、米国株、米ドル、そして米ドル国債が売られるという、いわゆるトリプル安が起きました。市場がリスクオフになった時に最も安全で信頼性が高いとみなされている米国債が売却されるというのは異常な事態です。これに慌てたトランプ政権は、この上乗せ分の相互関税適用を延期し、7 月 9 日まで 90 日間の猶予期間を設けることとしました。この上乗せ関税の発動日はさらに 8 月 1 日まで延長され、その間トランプ政権は日本をはじめ主要な貿易相手国と個別に二国間交渉を進めました。日本とは 7 月 22 日に合意がなされ、相互関税 15%、自動車関税 15%、5,500 億ドルの対米投資等が決まりました。正式に各国に対する上乗せ関税が発動したのは、昨年 8 月 7 日のことでした。

この相互関税は、国際緊急経済権限法 (IEEPA) を根拠とし、国家の安全保障上、経済・外交上の脅威に際して資産凍結や送金制限等に対応するもので、大統領が関税措置を活用できるとは規定されていません。そこで裁判となり、最高裁まで争われた結果、今年の 2 月 20 日に相互関税に違法判決が出され、関税賦課の権限は大統領ではなく議会にあることが明確にされました。現在米国税関は、すでに徴収した相互関税 (1,660 億ドル) を、金利を付けて順次還付しています。

これに対してトランプ政権は、とりあえずの措置として通商法 122 条に基づき一律 10% の関税を即座に導入し、徴収を始めました。122 条関税というのは米国の国際収支 (バランス・オブ・ペイメント) の深刻な不均衡を理由として、大統領が一時的に輸入制限や関

税を課す権限を与える規定であり、最長 150 日間、最大税率 15%までとされています。比較的即時の措置が可能ですが、150 日という期限がありますので、徴収できるのは本年 7 月 24 日まででした。そこでトランプ政権は 122 条関税後の関税措置として、通商法 301 条に基づく関税を導入すべく調査を開始すると、3 月 11 日に発表しました。この 301 条関税は、相手国の何らかの不正貿易を是正させるために導入するもので、今回は日本を含む 60 か国・地域が強制労働によって製造された製品の取引を抑制できず、米国の通商を制限しているとして、6 月 2 日に日本には 12.5%、EU には 10%の関税を課すと公表し、7 月 24 日に 301 条関税の賦課を正式に発表しました。

なお、122 条関税は先月 24 日で終了しましたが、本年 5 月 7 日に国際貿易裁判所は、今回の 122 条関税の賦課は違法であるという判決を出しています。122 条にいう国際収支は貿易収支のみならず、サービス収支、所得収支を含んだ経常収支全体を意味するものである等がその理由で、現在連邦高裁で引き続き争われています。

このように、トランプ政権は今後 232 条関税と 301 条関税を活用して、経済安全保障を強化し、相手国の不正貿易を是正するという名目で一定の税収を確保しようとし続けるでしょう。しかしながら、相互関税の最高裁判決等に見られたように、トランプ関税は法的リスクを常に抱えており、強制労働を理由として 60 か国・地域をカバーする 301 条関税導入も、さっそく数社から国際貿易裁判所に提訴が行われたようです。違法判決が続き想定されていた税収が上がらないと、その分当然のことながら財政収支に悪影響を及ぼすこととなり、金利上昇圧力の一要因ともなります。232 条関税に関しても、これで本当に製造業が米国に戻って来るのか、戻ってきたとしても結局は製造コストが上がって物価上昇圧力が高まることになるのではないのでしょうか。

こうした物価、金利に与えるマクロ経済政策の影響という観点からも、トランプ関税から目が離せません。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>